

| | |
|---|---|
| <p>一、力争2006年内出台的重点立法项目(48件)</p> | <p>由国务院提请全国人民代表大会或全国人民代表大会常务委员会审议的立法项目:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 反垄断法草案 2. 电信法草案 3. 企业所得税法草案 4. 邮政法修订草案 5. 保险法修订草案 6. 水污染防治法修订草案 7. 突发事件应对法草案 8. 禁毒法草案 9. 消防法修订草案 10. 国家安全法修订草案 11. 食品卫生法修订草案 12. 动物防疫法修订草案 13. 石油天然气管道保护法草案 14. 促进就业法草案 15. 城乡规划法草案 16. 律师法修订草案 |
| | <p>由国务院或其下属机构制定的立法项目:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 境外投资管理条例 2. 对外承包工程管理条例 3. 证券公司监管条例 4. 民用机场管理条例 5. 城市商业网点管理条例 6. 证券公司风险处置条例 7. 肥料管理条例 8. 废旧家用电器回收处理管理条例 9. 节约用水条例 10. 建筑节能管理条例 11. 水文条例 12. 海洋工程环境保护管理条例 13. 核设备安全监管条例 14. 烟花爆竹安全管理条例 15. 事故报告与调查处理条例 16. 国防科技工业涉密人员管理条例 17. 残疾人就业条例 18. 国家自然科学基金管理条例 19. 护士管理条例 20. 血吸虫病防治条例 21. 长城保护条例 22. 信息网络传播权保护条例 23. 地方志工作条例 24. 国家行政机关公务员行政处分条例 25. 政府信息公开条例 26. 武器装备科研生产许可管理条例 |
| | <p>由国务院或其下属机构修订的立法项目:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企业债券管理条例 2. 外资金融机构管理条例 3. 防治船舶污染海洋环境管理条例 4. 民用爆炸物品安全管理条例 5. 火车与其他车辆碰撞和铁路路外人员伤亡事故处理暂行规定 6. 专利代理条例 |
| <p>二、需要抓紧研究、待条件成熟时适时提出的其他立法项目(108件)</p> | <p>略</p> |

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_219942.htm

| | |
|---|--|
| <p>一、2006年内的发布为急ぐ、重点立法项目(48件)</p> | <p>国务院が全国人民代表大会又は全国人民代表大会常务委员会の審議を仰ぐ立法項目:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 独占禁止法草案 2. 電信法草案 3. 企業所得稅法草案 4. 郵政法改正草案 5. 保險法改正草案 6. 水質汚染防止處理法改正草案 7. 突發事件應對法草案 8. 麻藥禁止法草案 9. 消防法改正草案 10. 國家安全法改正草案 11. 食品衛生法改正草案 12. 動物防疫法改正草案 13. 石油天然氣パイプ保護法草案 14. 就業促進法草案 15. 都市農村計画法草案 16. 弁護士法改正草案 |
| | <p>国务院又はその下部機関が制定する立法項目:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 國外投資管理條例 2. 對外請負工事管理條例 3. 証券会社監督管理條例 4. 民間用空港管理條例 5. 都市商業拠点管理條例 6. 証券会社リスク處理條例 7. 肥料管理條例 8. 不用・中古家庭用電器回收處理管理條例 9. 水節約條例 10. 省エネ建築管理條例 11. 水文條例 12. 海洋工事環境保護管理條例 13. 核設備安全監督管理條例 14. 花火爆竹安全管理條例 15. 事故報告及び調査處理條例 16. 国防科技工業機密關係者管理條例 17. 身障者就業條例 18. 國家自然科学基金管理條例 19. 看護士管理條例 20. 住血吸虫病預防處置條例 21. 長城保護條例 22. 情報ネットワーク伝播權保護條例 23. 地方志作業條例 24. 國家行政機關公務員行政處分條例 25. 政府情報公開條例 26. 武器裝備科學研究製造許可管理條例 |
| | <p>国务院又は下部機関が改正する立法項目:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業債券管理條例 2. 外資金融機關管理條例 3. 船舶汚染防止處置海洋環境管理條例 4. 民間用爆發物安全管理條例 5. 汽車とその他車両衝突及び鐵道路線外の人員の死傷事故處理暫定規定 6. 特許代理條例 |
| <p>二、研究を急ぎ、条件が揃った時点で適時に提出するその他の立法項目(108件)</p> | <p>略</p> |

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_219942.htm

I 商务部关于委托国家级经济技术开发区审批外商投资商业企业和国际货物运输代理企业有关问题的通知

【发布单位】商务部

【发布文号】商资函【2005】102号

【发布日期】2006-02-09

【施行日期】2006-02-09

【提 示】该通知规定：

- n 商务部委托国家级经济技术开发区管理委员会根据相关规定审批外商投资商业企业的设立及其变更，颁发批准证书，并报商务部备案（同时抄报省级商务部门备案）。国家级经济技术开发区管理委员会对于审批商业企业涉及区外的商业企业网点时，应征求网点所在地省级商务部门关于网点规划的审批意见。
- n 外商投资经营国际快递业务的国际货物运输代理企业仍由商务部审批和管理。外商投资经营其他业务的国际货运代理企业，其设立、变更、颁发批准证书，由商务部委托国家级经济技术开发区管理委员会根据相关规定审批，并报商务部备案；
- n 除由商务部委托审批的内容外，外商投资上述两个行业的其他事项仍按照《外商投资商业领域管理办法》、《外商投资国际货物运输代理企业管理办法》的有关规定执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200603/20060301695147.html>

I 上海市 2006 年外商投资企业联合年检工作的补充通知

【发布单位】上海市外国投资工作委员会

【发布日期】2006-03

【施行日期】2006-03-01 至 2006-06-30

【提 示】该补充通知规定，根据商务部《关于开展 2006 年外商投资企业联合年检工作的通知》（商资函【2005】86 号）要求，2006 年全面推进网上联合年检，同时采用新版《外商投资企业联合年检报告书》（7 张

I 国家级经济技术开发区到外商投资商业企业和国际货物运输代理企业的审查批准委托关系问题上的通知

【发布机关】商务部

【发布文号】商资函【2005】102号

【发布日期】2006-02-09

【施行日期】2006-02-09

【コメント】この通知は以下の通り定めている。

- n 商務部は國家級經濟技術開發區管理委員會に対し、關係規定に基づき外商投資商業企業の設立及び変更を審査批准し、批准證書を發給し、また、商務部にそれらの届出を行う（そして、同時に省レベルの商務部門に控えを提出し届出を行う）よう委託する。國家級經濟技術開發區管理委員會は、商業企業の区外の商業企業の拠点についての審査批准する場合、拠点の所在地の省レベルの商務部門に対し、拠点の計画についての審査批准意見を求めなければならない。
- n 外商投資により國際クーリエ業務を取り扱う國際貨運代理企業に対しては、引き続き商務部が審査批准と管理を行う。外商投資によりその他の業務を取り扱う國際貨運代理企業の場合、その設立、変更、批准證書の發給について、商務部が國家級經濟技術開發區管理委員會に対し、關係規定に従って審査批准し、商務部にそれらの届出を行うよう委託する。
- n 商務部が審査批准を委託した内容を除き、外商が上述した 2 つの業界のその他の事項に投資する場合は、引き続き「外商投資商業領域管理弁法」、「外商投資國際貨物運輸代理企業管理弁法」の關係規定に従って執行する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200603/20060301695147.html>

I 上海市 2006 年外商投资企业联合年检作业的补充通知

【发布机关】上海市外国投资工作委员会

【发布日期】2006-03

【施行日期】2006-03-01 から 2006-06-30 まで

【コメント】この補充通知では、商務部の「2006 年度の外商投資企業聯合年次検査を展開することについての通知」（商資函【2005】86 号）の要求に従い、2006 年度にネットワーク上での聯合年次検査を全面的に促進すると同時に、**新しい**

表), 原年检报告书(3张表)同时作废。该补充通知还对外商投资企业联合年检的申报方式(网上申报或纸质申报方式均可)、申报流程、上报材料及《外商投资企业联合年检报告书》的填写要求和指标说明等作了具体说明。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.wjw.sh.gov.cn/gb/2/node45/node458/userobject1ai11425.html>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、 相关新信息

I 上海“总部经济”见长, 跨国公司在沪总部增至 129 家

2006 年 03 月 15 日, 上海市对外贸易经济委员会、上海市外国投资工作委员会负责人向上海市 25 家外商投资企业老总颁发跨国公司地区总部证书。

上海市外国投资工作委员会有关人士表示, 颁证已成为上海吸收外资的一项日常工作。自 2002 年 09 月至今, 上海市共举行了十次跨国公司地区总部颁证仪式。过去的九次颁证仪式, 都有上海市领导出席并颁证。2006 年 03 月 15 日举行的第十次颁证仪式, 接受颁证的跨国公司地区总部数量之多, 为历次之最。截止目前, 经上海市政府批准的跨国公司地区总部累计已达到 129 家, 其中 5 家是 2006 年新批的。

接受颁证的企业包括麦当劳、如新、达能、日立金属等跨国公司地区总部。这些企业均以上海作为在华投资、营运、拓展业务的“头脑”。

(摘自 2006 年 03 月 16 日“中国上海”网站信息)

書式の「外商投資企業聯合年次検査報告書」(7 枚の表)を採用するとし、もとの年次検査報告書(3 枚の表)はこれと同時に無効とすると定めている。この補充通知は、外商投資企業の聯合年次検査の申告方式(ネットワーク上の申告又は書面での申請方式のいずれも可)、申告の流れ、申請書類及び「外商投資企業聯合年次検査報告書」の記入方法と指標説明について具体的に説明している。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.wjw.sh.gov.cn/gb/2/node45/node458/userobject1ai11425.html>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、 関係する新たな情報

I 上海の「本部経済」は成長し、多国籍会社の上海本部は 129 社にまで増加した

2006 年 3 月 15 日、上海市对外贸易经济委员会、上海市外国投资工作委员会責任者は上海市の 25 の外商投資企業のトップに多国籍会社地域本部証書を交付した。

上海市外国投資工作委员会の関係者は、証書の授与は上海が外資を吸収するうえでの日常的な作業の1つとなっていると述べた。2002 年 9 月から現在までに、上海市は合計 10 回の多国籍会社地域本部の証書授与式を開催している。これまでに行われた 9 回の証書授与式では、いずれも上海市のトップが出席し、証書を授与している。2006 年 3 月 15 日に行われた第 10 回授与式では、証書が授与された多国籍会社の地域本部の数は、これまでで一番多かった。現在までに、上海市政府が批准した多国籍会社地域本部は合計 129 社にのぼり、そのうちの 5 社は 2006 年に新たに批准されたものである。

証書を授与された企業には、マクドナルド、ニュースキン、ダノン、日立金属といった多国籍会社地域本部を含む。これらの企業はいずれも上海を中国での投資、経営、業務開拓の「頭脳」としている。

(2006 年 3 月 16 日付「中国上海」のウェブサイト情報から抜粋)

l 2006年上海市整治虚假违法广告工作确定七个重点

从日前召开的上海市整治虚假违法广告专项行动联席会议第四次全体会议上传出消息,2006年上海市整治虚假违法广告工作方案确定了医疗服务、药品、医疗器械、保健食品、化妆品、美容服务和房地产广告等7个方面的整治重点,其中医疗服务、药品、医疗器械、保健食品等4类广告为重中之重。会议决定,2006年上海市有关部门将联合开展两次广告专项检查和督查行动,其中上半年将联合开展医疗服务广告专项整治,下半年将联合开展药品、医疗器械和保健食品广告专项整治。

(摘自2006年03月16日“中国上海”网站信息)

l 2006年上海市が偽違法広告の取締りにおける7つの重点を確定

先頃開かれた上海市偽違法広告の取締りの個別対策連合会議第4回全体会議にて伝えられた情報によると、2006年上海市偽違法広告取締方案は、医療サービス、薬品、医療器械、健康食品、化粧品、美容サービス、不動産の広告という7つの分野での重点的取締りを確定し、そのうちの医療サービス、薬品、医療器械、健康食品の4分野の広告がとりわけ重点中の重点であるとされた。会議では、2006年に上海市の関係部門は2度の広告個別検査と監督査察行動を共同で展開し、そのうち上半期は医療サービス広告の個別の取締りを展開し、下半期は薬品、医療器械、健康食品の広告の個別の取締りを共同で展開することを決定した。

(2006年3月16日「中国上海」のウェブサイト情報から抜粋)

l 现阶段进口自用设备免税事宜的审批管理权冲突

n 国家发展改革委关于进口自用设备免税审批的最新规定

2006年02月22日,中国国家发展和改革委员会发布了《国家发展和改革委员会关于办理外商投资项目<国家鼓励发展的内外资项目确认书>有关问题的通知》(发改外资【2006】316号,以下简称《通知》)。根据《通知》,外商投资鼓励类项目在投资总额内进口自用设备的免税(以下简称“进口自用设备免税”)申请,由国家发展和改革委员会/省级发展和改革委员会(以下简称“发改委部门”)进行前置审批。对此,《通知》规定的主要原则可以归纳如下:

1. 对符合《外商投资产业指导目录》中鼓励类并转让技术的外商投资项目,以及符合《中西部地区外商投资优势产业目录》并转让技术的外商投资项目,在投资总额内进口的自用设备及按照合同随设备进口的技术、配套件、备件,除《外商投资项目不予免税的进口商品目录》所列商品外,免征关税和进口环节增值税;
2. 投资总额在3000万美元及以上的鼓励类外商投资项目,由国家发展和改革委员会出具项目确认书(申请者据以办理海关免税审批的文件);投资总额在3000万美元以下的鼓励类外商投资项目,由省级(即各省、自治区、直辖市、计划单列市,等)发展和改革委员会(或经济委员会)出具项目确认书。具体范围包括:
 - (1) 中外合资、中外合作、外商独资等外商投资的项目;
 - (2) 中外合资企业、中外合作企业和外商独资企业通过增加外方注册资本扩大项目投资总额的增资项目(即,通过增加外方在外商投资企业中的注册资本从

l 现阶段での自社用輸入設備免税についての審査批准管理権の矛盾

n 自社用設備の免税審査批准についての国家発展と改革委員会による最新の規定

2006年2月22日,中国国家發展と改革委員会は「外商投資プロジェクトの『国家が發展を奨励する内資・外資プロジェクトの確認書』の手續に關係する問題についての国家發展と改革委員会による通知」(发改外资【2006】316号、以下「通知」という)を發布した。「通知」によると、外商投資奨励プロジェクトの總投資額内での自社用設備の免税「以下「自社用設備輸入の免税」という」の申請は、国家發展と改革委員会/省レベルの發展と改革委員会(以下「發展改革委員会」という)が前置きの審査批准を行う。これについて、「通知」で定める主要原則は以下の通りまとめることができる。

1. 「外商投資産業指導目錄」の中の奨励類に該当し、技術讓渡する外商投資プロジェクト及び「中西部地域外商投資優勢産業目錄」の中の奨励類に該当し、技術讓渡する外商投資プロジェクトが、總投資額内で輸入する自社用設備及び契約に基づき設備に附帯して輸入する技術・付属品・備品は、「外商投資プロジェクトで免税扱いとしない輸入商品目錄」に挙げられている商品を除き、関税と輸入増値税を免除する。
2. 總投資額が3000万米ドル以上の奨励類の外商投資プロジェクトは、国家發展と改革委員会がプロジェクト確認書を(申請者が税関の免税審査批准を行う際の根拠となる書類)を發給する。總投資額が3000万米ドル以下の奨励類の外商投資プロジェクトは、省レベル(各省、自治区、直辖市、計畫單列市のこと)の發展と改革委員会(又は經濟委員会)がプロジェクト確認書を發給するが、具体的には下記内容を含む。

而扩大项目投资总额的增资项目可享受免税优惠待遇，其他的增资项目不享受免税优惠待遇）。

n 进口自用设备免税的原审批操作方式

较长时间以来，进口自用设备免税申请的前置审批一直由商务主管部门（外经贸主管部门）进行（以上海市为例，由上海市对外经济贸易委员会委托上海市外商投资企业协会进行），商务主管部门审批通过后出具项目确认书，申请者凭项目确认书和其他相关文件向海关办理设备免税审批（海关将对免税设备进行一定年限的监管，普通机器设备的监管年限通常为5年）。

根据律师实际从事进口自用设备免税相关法律事务的经验，商务主管部门出于鼓励外商投资的考虑，在对进口自用设备免税进行前置审批时，通常采取比较宽松的尺度，且审批效率通常比较高。

n 现阶段进口自用设备免税的审批管理权的冲突及展望

根据《通知》的规定，发改委部门将参与到进口自用设备免税的前置审批，这与原审批操作方式产生了冲突，如果发改委部门和商务主管部门均对进口自用设备免税实施审批管理，将出现双重前置审批的局面，将给作为进口自用设备免税申请者的外商投资企业带来不便。对此问题，律师询问了国家、地方一些沿海省市的发改委部门和商务主管部门，以下是这些部门的代表性意见（仅供参考）：

1. 国家发展和改革委员会、上海市发展和改革委员会：《通知》明确规定，应由发改委部门管理进口自用设备免税的前置审批，前置审批申请应向发改委部门提出；
2. 商务部：正在与国家发展和改革委员会就进口自用设备免税的前置审批管理权进行协调，目前的操作方式是 1) 发改委部门参与审批的项目，其进口自用设备免税的前置审批申请应向发改委部门提出；2) 发改委部门未参与审批的项目，则应向商务主管部门提出；
3. 上海市对外经济贸易委员会、广东省对外贸易经济合作厅：正在研究《通知》的规定，目前仍由商务主管部门管理进口自用设备免税的前置审批，前置审批申请仍应向商务主管部门提出；
4. 江苏省对外贸易经济合作厅：不执行《通知》的规定，目前仍由商务主管部门管理进口自用设备免税的前置审批，前置审批申请仍应向商务主管部门提出。

律师感觉，上述部门意见不统一的原因，可能是《通知》刚刚出台和执行、发改委部门和商务主管部门尚未就进口自用设备免税的前置审批管理权充分进行协调。据律师了解，发改委部门与商务主管部门在工作思路上存在一定差异，因此在现阶段，申请者在进口自用设备免税的前置审批环节可能面临一些不利因素（如，审批效率

- (1) 中外合并、中外合作、外商独资等的外商投资のプロジェクト
- (2) 中外合併企業、中外合作企業、外商獨資企業が、外方の登録資本金の増額を行うことによってプロジェクトの総投資額を拡大させる増資プロジェクト（つまり、外商投資企業の中の外方の登録資本金を総額させることによってプロジェクトの総投資額を拡大する増資プロジェクトは、免税優遇を受けることができ、その他の増資プロジェクトは免税優遇を受けない。）

n 自社用設備輸入の免税のものと審査批准方法

ずいぶん長い間、自社用設備輸入の免税申請の前置きの審査批准はずっと商務主管部門（對外經濟貿易主管部門）によって行われ（上海市を例にあげると、上海市對外經濟貿易委員會が上海市外商投資企業協會に委託して行ってきた）、商務主管部門は審査批准し認めた後、プロジェクト確認書を発給し、申請者はプロジェクト確認書とその他の関係書類をもって、税関で設備免税の審査批准手続を行うことになっていた。（税関は免税設備について一定の年限の監督管理を行い、一般的な機械設備の監督管理年限は通常5年である。）

弁護士が自社用輸入設備の免税に係る法的業務を実際に取り扱った経験によれば、商務主管部門は外商投資を奨励するという観点に基づき、自社用輸入設備の免税について前置きの審査批准を行う際に、通常、比較的緩い基準で審査し、しかも審査批准の効率は通常かなり高い。

n 現段階での自社用輸入設備の免税の審査批准管理権の矛盾と展望

「通知」の規定によれば、发展改革委委員会が自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准に参与することになっているが、これはもとの審査批准方法と矛盾してくるものであり、もしも发展改革委委員会と商務主管部門がいずれも自社用輸入設備の免税について審査批准管理を行うことになれば、前置きの審査批准が重複することになり、自社用輸入設備の免税申請者である外商投資企業に不便をかけることになる。この問題について、弁護士は国と地方の一部の沿海省年の发展改革委委員会と商務主管部門に問い合わせたが、これらの部門の代表的な見解は以下の通りである。（あくまでも参考用とする）

1. 国家發展と改革委員會、上海市發展と改革委員會：「通知」では、发展改革委委員会が自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准を管理し、前置きの審査批准申請は发展改革委委員会に出さなければならないと明確に定めている。
2. 商務部：現在、国家發展と改革委員會と自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准管理権について調整を行っており、現時点での方法は次の通り。1) 发展改革委委員会が審査批准

可能降低)。在发改委部门与商务主管部门进行充分协调、明确的审批操作方式出台之后, 这些不利因素会逐渐消除。

(里兆律师事务所 2006 年 03 月 17 日整理编写)

准に参与するプロジェクトの場合、その自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准申請は、发展改革委委員会に提出しなければならない。2) 发展改革委委員会が審査批准に参与していないプロジェクトの場合、商務主管部門に提出しなければならない。

3. 上海市对外经济贸易委员会、広東省体外貿易經濟合作庁: 現在、「規定」の定めを研究しており、現時点では引き続き商務主管部門が自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准を管理し、前置きの審査批准の申請は引き続き商務主管部門に提出しなければならない。
4. 江蘇省对外貿易經濟合作庁: 「通知」の定めは執行せず、現時点では引き続き商務主管部門が自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准を管理し、前置きの審査批准の申請は引き続き商務主管部門に提出しなければならない。

弁護士は、上述した部門の意見が一致していない原因は、おそらく「通知」が発布・施行されたばかりであり、发展改革委委員会と商務主管部門は自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准管理権について十分な調整を行っていないためであろうと考える。弁護士の見解として、发展改革委委員会と商務主管部門とは業務上の考えがやや一致していないために、現段階では、申請者が自社用輸入設備の免税の前置きの審査批准の際に不利な状況(審査批准の効率が下がる等)に直面してしまう可能性があると思われる。发展改革委委員会と商務主管部門が十分な調整を行い、明確な審査批准の方法が発布されれば、これらの不利な状況は徐々になくなっていくはずである。

(里兆法律事務所が 2006 年 3 月 17 日付けで作成)